

答 申

1 審査会の結論

埼玉県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、平成24年5月11日付けで行った、「1 平成〇〇年〇月〇〇日、埼玉県警察〇〇署職員作成の〇〇〇〇に係る調書（書面で回答すると記載してある）、2 同日作成のアルコール検出検査の結果等が記載されている書面（氏名に「病院に連れて行ってくれない」等と記載）、3 埼玉県警察〇〇署職員に暴行され、傷害を負った事実を記録した写真（右手首の負傷した部分を指し示してる）、4 同日〇時〇〇分の〇〇〇〇が110番通報し、救助を求めた際の音声を記録したもの、5 同日作成の弁護人選任に係る書面及び6 その他、同日作成の〇〇〇〇に係る一切の書類」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年4月26日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対して、平成24年5月11日付けで、開示請求された公文書の存否を答えることは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定によりその存否を答えることはできないとして、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、実施機関に対し、平成24年5月12日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、平成24年5月18日付けで、本件異議申立てについて補正を求め

た。

- (5) 申立人は、平成24年5月19日付けで、本件異議申立ての補正をした。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年6月28日付けで、実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成24年7月18日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、平成24年8月23日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件異議申立ての趣旨

平成24年5月11日付けでなされた公文書不開示決定について、大阪高等裁判所判決（平成8年9月27日。平成7年（行コ）第76号公文書非公開決定取消請求控訴事件）（以下「レセプト情報公開請求事件」という。）と相反する見解により申立人に不利益な処分となっているため、異議を申し立てるものである。

(2) 本件異議申立ての理由

平成24年5月11日付けの公文書不開示決定通知書（公委第1709号）によると、条例第10条第1号により開示しないとされているが、条例第10条は公文書の開示義務を定めた規定であり、さらに同条第1号は個人の権利利益を害するおそれがあるものは例外として不開示とできる旨の規定である。自らが本件開示請求に係る公文書の公開を求める場合には、プライバシー等の個人の権利利益保護の要請は何ら存在せず、条例には自己の個人情報の開示を請求することを許さない趣旨の規定等も存在しないから、レセプト情報公開請求事件と同様の事例であり、原則どおり開示すべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、開示請求者が特定の日当事者となった事案に関して作成された全ての文書及び110番通報の音声記録の開示を求めるものである。

(2) 不開示情報について

本件開示請求内容のうち、条例第10条に規定する不開示情報に該当する情報及び理由は次のとおりである。

ア 不開示情報に該当する情報

個人の氏名その他個人に関する情報

イ 不開示情報に該当する理由

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当すると認められる。

(3) 条例第13条該当性について

本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにした場合、開示請求者が誰であるかに係わらず、本件開示請求者が①警察において取調べを受け、調書を作成されたか否か、②アルコール検知検査を受けたか否か、③警察職員に暴行を受けたか否か、④110番通報したか否か、⑤弁護人選任に係る書面を作成したか否か、⑥その他開示請求者に関する何らかの文書が作成されたか否か及び⑦前記①～⑥の文書等を公安委員会が保有しているか否かが明らかとなるため、条例第10条第1号に規定する開示請求者に係る個人情報を開示することとなるから、その存否を明らかにすることができないため、条例第13条の規定を適用すべきであると認められる。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、開示請求者自らが当事者であることを示した、平成〇〇年〇月〇〇日の事案に関して作成された全ての文書及び110番通報の音声記録の開示を求めるものである。

(2) 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、実施機関が、本件開示請求に対して、開示請求された公文書の存否を答えることは、条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示すること

となるため、条例第13条に基づきその存否を明らかにすることはできないとして行った本件処分を不服として、申立人がその取消しを求めているものである。

そこで、当審査会は、以下、実施機関が行った本件処分における条例第13条該当性について検討を行う。

(3) 条例第13条該当性について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求がなされた場合、通常は、請求にかかる公文書が存在していれば、それを対象公文書として特定し、開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在していなければ、不開示の決定がなされる。このように情報公開制度の下では、文書の存否が明らかにされた上で決定がなされるというのが原則である。しかしながら、存在自体を明らかにしがたいようなセンシティブな情報への請求や、情報の探索的な請求など、開示請求に係る公文書が存在することを認めること自体が、不開示規定が保護する利益を損なうような場合があることから、例外的に、条例第13条は、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

本件開示請求は、事案の当事者を示し、個別具体的事案を特定してなされたものである。そのため、もし、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすれば、事案の当事者である開示請求者に関する、①警察において取調べを受け、調書を作成されたかという事実の有無、②アルコール検知検査を受けたかという事実の有無、③警察職員に暴行を受けたかという事実の有無、④110番通報したかという事実の有無、⑤弁護士選任に係る書面を作成したかという事実の有無、⑥その他何らかの文書が作成されたかという事実の有無及び前記①～⑥の文書等を公安委員会が保有しているかという事実の有無が開示される結果となる。

よって、実施機関が、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることは、条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することになるとして条例第13

条の規定に基づき不開示とした決定は妥当であると認められる。

(4) 本人に対する自己情報の開示について

申立人は、自らが本件開示請求に係る公文書の公開を求める場合には、プライバシー等の個人の権利利益保護の要請は何ら存在せず、条例には自己の個人情報の開示を請求することを許さない趣旨の規定等も存在しないから、レセプト情報公開請求事件と同様の事例であり、原則どおり開示すべきであると主張するので、以下この点において検討する。

条例第7条は、公文書の開示を請求できるものとして、「次の各号のいずれかに該当するものは、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」と定め、第1号から第4号においては、県内在住、在勤・在学者を、第5号においては、前各号に該当しないが、公文書の開示を必要とする相当の理由を有する者を請求権者としている。これは条例に定める情報公開制度は、情報を広く一般に公開することを前提としているからであり、その結果、開示情報は不特定多数の者に対して開示されることとなる。したがって、開示・不開示の判断については、開示請求者が誰であるかは考慮されない。そのため、条例第10条第1号の不開示情報該当性の判断については、開示請求者本人の情報であったとしても、他の個人に関する情報と同様に取り扱うこととなる。

したがって、当該本人からの開示請求であっても条例第10条第1号に該当する個人情報については、ただし書きイからハマまでに該当するものを除き、開示することができないものである。

また、申立人は、レセプト情報公開請求事件の判決を引用するが、当該事件の上告審（平成13年12月18日。平成9年（行ツ）第21号公文書非公開決定取消請求事件）において判示された内容から判断すると、これは、当該開示請求がされた当時、未だ個人情報保護条例が制定されていない兵庫県における公文書の公開等に関する条例の規定についての解釈を示したものである。しかし、本県においては、上記のとおり条例に基づく自己の個人情報の開示は認められていないが、埼玉県個

個人情報保護条例が制定されており、申立人の求める自己情報の開示請求については、同条例の中で対応すべき問題であると判断される。

したがって、申立人の当該主張は、条例の下では認めることができないものと言わざるを得ない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

管野 悦子、田代 亜紀、田村 泰俊

審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 6月28日	諮問を受ける（諮問第236号）
平成24年 6月28日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成24年 7月18日	異議申立人から意見書を受理
平成24年 8月23日	諮問庁から説明及び審議（第一部会第76回審査会）
平成24年10月 2日	審議（第一部会第77回審査会）
平成24年10月30日	審議（第一部会第78回審査会）
平成25年 1月10日	審議（第一部会第79回審査会）
平成25年 2月19日	答申（答申第182号）